

電柱による道路の占用の禁止に関する運用ガイドライン

1 対象物件について

- (1) 道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第37条第1項に基づく占用の制限(以下「占用制限」という。)の対象とする電柱には、電気事業者、電気通信事業者の電柱のほか、ケーブルテレビ事業者等の電柱が含まれるものとする。
- (2) 信号柱その他の警察が設置・管理する物件及び街灯は、電柱に含まれないものとする。
また、道路照明等の道路の附属施設を兼用する電柱は、対象としないものとする。
- (3) 電柱の倒壊を防ぐための支線、支柱又は支線柱は、電柱に付随するものであることから、対象としないものとする。電線も同様である。
- (4) 認定電気通信事業者が認定電気通信事業の用に供する施設として設置する無線基地局を添架する電柱は対象としないが、設置場所は極力通行に支障とならないよう配慮するとともに、当該区域の電線を地中化するときは、引込線を地中化すること。
- (5) 山間部などの電力・通信サービスの供給がない場所において、電気事業者や電気通信事業者が道路管理者の道路施設等に供給するために設置した電柱は、対象としないものとする。
- (6) 占用制限の区域の指定をする際、道路管理者による事業計画がある場合で、道路区域内に電柱を設置することが決定している場合は、対象としないものとする。
- (7) 電線共同溝の整備に伴い連系柱を新設する必要がある場合は、道路区域外への設置又は近接する既存の電柱の移設により対応することとするが望ましい。

2 電柱による占用を禁止する道路の区域

「電柱による道路の占用の禁止に関する運用指針(平成31年4月1日付 国土交通省道路局通知)」(以下「運用指針」という。)の2、3、4の規定に準拠する。

3 仮設電柱の取扱い

- (1) 次のアからオまでに掲げる場合であって、直ちに道路区域外に用地の確保ができないと認められるときは、原則2年間、仮設電柱の設置を認めることができる。
 - ア 災害又は事故が原因で、現に供給されていた電力・通信サービスが途絶えた場合
 - イ 宅地開発又は商業施設や工場の新規建設等が原因で、新たに電力・通信サービスが必要となった場合
 - ウ 法第71条第2項に基づく電柱の移設等が原因で、現に供給されていた電力・通信サービスが途絶えるおそれがある場合
 - エ 山間部や海岸隣接地等で道路の両側が急斜面や崖になっているなど、電柱の道路区域外の設置が困難であり、やむを得ず道路区域内に設置しなければならない場合
 - オ 道路の法面等を広範囲に指定している道路区域において、法面等に電柱を設置しても道路構造上の支障がなく、電柱等が倒壊しても道路閉塞が発生せず、通

行に危険が及ばないと判断できる場合

- (2) (1)の「直ちに道路区域外に用地の確保ができないと認められるとき」とは、電柱を設置するために必要な用地の使用について、直ちに用地の所有者の了解が得られないと認められるとき((1)イに掲げる場合にあっては、用地の所有者が、新たに電力・通信サービスの供給を望む者と同一の場合を除くこととし、用地の所有者との全ての交渉記録等を要することとする。)又は物理的に電柱を設置する場所が道路区域の他に存在しないと認められるときとする。
- (3) (1)オの場合、電線事業者や電気通信事業者等が占用許可申請を行う際には、道路管理者は申請者から電柱等が倒壊しても道路閉塞が発生しないことが明らかである資料等を提出させ、厳正に審査を行うこととする。
- (4) 仮設電柱に、ケーブルテレビ事業者等が電線等を共架することは、当該電柱の許可期間に限り可能である。
- (5) 信号機その他の警察が設置・管理する施設・整備の新設に当たって、当該施設・設備に電力を供給し、又は通信を確保するため、新たな電柱の設置が必要な場合は、(1)の仮設電柱の設置の例外規定に準じるものとする。
- (6) 仮設電柱を設置した場合において、占用期間の延長は認めないことを原則とするが、電線類の地中化工事を実施する場合であって、工事始期又は事業予定年次が明確であるときは、当該工事の完了までの間、占用期間の延長を認めることができる。また、当該工事の始期又は事業予定年次が当初より延期されることとなった場合でも、工事の確実な実施が確認できるのであれば、当該工事の完了までの間、占用期間の延長を認めて差し支えない。
- (7) 用地の所有者に対して、精力的な交渉が行われたにもかかわらず、引き続き用地の所有者の了解が得られない場合など、占用者からの申出があり、真にやむを得ないと認められる場合、占用期間の延長を認めることができるが、当該交渉の記録について占用者から提出を求めて精査するなど、真にやむを得ないと認められるか否かについては、道路管理者において厳正に審査を行うこととする。
- (8) (1)のア～オの現状が引き続いており、占用者からの申出があり、真にやむを得ないと認められる場合、占用期間の延長を認めることができるが、基本的に応急措置であるため、継続して占用する必要がある理由について、道路管理者において厳正に審査を行うこととする。
- (9) 上記によらない場合であって、仮設電柱を設置する必要が生じた、又は仮設電柱の占用期間を延長する必要が生じたことにより、電線事業者、電気通信事業者等が占用許可申請を行うとき、道路管理者は北海道開発局や北海道に相談することができる。

4 既設電柱の取扱い

- (1) 電柱による道路の占有を禁止する日として道路管理者が公示した日より前になされた、法第 32 条第 1 項若しくは第 3 項の規定に基づく許可又は法第 35 条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱については、当分の間、占有を認めることとする。
- (2) 当該電柱の更新又は移設についても、当分の間、認めることとする。
ただし、当該電柱の更新とは、老朽化等を原因として既設電柱を除却することが必要となった場合に、更新前の電柱と同一場所に新たな電柱を設置することをいい、当該電柱の移設とは、移設元の電柱に近接する場所に、移設元の電柱と同一のサービスの提供を行うための電柱を設置することをいう。
- (3) (1) 及び (2) において、「当分の間」としているのは、道路法令上、電柱による道路の占有を継続するためには、10 年ごとに占有許可を更新する必要がある、現在の許可期間を超える占有許可を保障するものではないことを明らかにするためである。
- (4) 法第 71 条第 2 項に基づく監督処分により移設される電柱の占有については認めない。

5 占有の禁止又は制限の公示等

- (1) 占有を禁止し、又は制限する道路の区域を指定しようとする場合においては、法第 37 条第 3 項に基づき、あらかじめその旨を公示するものとし、ホームページに掲載するなど適切な方法により周知を図ることとする。また、区域の指定を解除する場合においても、同様に周知を図ることとする。
- (2) 当初の占有制限をかける区域の指定に当たっては、占有制限をかける道路区域が広く周知期間を十分に確保する必要があることなどから、公示日と占有制限の開始日との間は、原則として 2～3 週間空けること。次回以降の区域の指定にあたっては、道路管理者において個別に公示日と占有制限の開始日との期間を設定できる。
- (3) 道路の新設又は改築に伴い、新たに占有制限をかける区域を指定しようとする場合、当該区域の権原取得が済んでいないときは、権原取得が済んだ時点で一括して占有制限をかけることができる。
なお、公示により指定する制限の開始日前までに権原を取得することが担保されるのであれば、権原取得前に公示することができる。

6 北海道無電柱化推進協議会等の活用

電柱による占有を禁止する道路の区域を指定しようとする場合には、北海道無電柱化推進協議会等を活用するなどして、あらかじめ電気事業者、電気通信事業者等の関係事業者及び防災に知見を有する有識者等の意見を聴取した上で指定する。

7 意見聴取について

- (1) 占有制限をかける区域の指定に当たっての前記の 6 に基づく意見聴取は、主に、占有制限をかける道路区域、占有制限の開始日等の運用方法の確認を行うために実施するものであり、可能な限り、無電柱化協議会等において行う。

- (2) 次回以降の区域の指定に当たっても、その都度、意見聴取を行う必要があるが、無電柱化協議会等における当事者間の合意により、意見聴取を行う方法でも良い。
- 例えば、既に占用制限を指定した区間について、道路の拡幅その他道路の新たな区域の指定等で軽微な変更と認められる場合は、一定期間分をまとめて、文書による情報提供をもって意見聴取に代えることができる。

8 警察署長協議

- (1) 占用を禁止し、又は制限する道路の区域を指定しようとする場合においては、法第37条第2項に基づき、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に当該道路の占用を禁止し、又は制限する理由及び区域について協議することとする。禁止又は制限を解除しようとする場合も同様である。
- (2) 当該協議については、その都度、行うことを基本とするが、既に占用制限を指定した区間について、道路の拡幅その他道路の区域の軽微な変更と認められる場合は、一定期間分をまとめて協議の上、集約後、一括して制限区域の指定や解除を行うことができる。

9 区域の指定

- (1) 占用制限の開始日時点において管理する道路区域について、図面作成作業の簡素化、指定漏れの防止等の観点から、トンネル、橋等も含めた全域を対象とする。
- (2) 法第37条第1項に基づき、区間ではなく区域を指定することから、既に占用制限を指定した区間について、拡幅工事等により道路区域を変更した場合、新たな道路区域や道路から外れた区域について、占用制限の区域の指定や解除の手続きを行う。
- (3) 現に占用制限をかけている道路区域が、国や地方公共団体への移管や廃道等により指定区間内の道路から外れた場合、道路管理者は制限区域の指定を解除する公示の手続は不要であるが、警察署長協議は必要である。
- (4) 現に占用制限をかけている道路区域が、バイパスの新設等に伴い緊急輸送道路から外れたとき、当該区域について占用制限を継続することが災害発生における被害の拡大を防止するため特に必要があると認められるかどうかについて、個別に判断すること。
- (5) 路線が重複している場合は、占用制限をかける区域を路線ごとに重複して指定することを基本とするが、最上位の路線についてのみ区域を指定することとしても良い。

10 その他

- (1) 法第37条第1項の規定に該当するものとして電柱による道路の占用を禁止することに鑑み、電気事業者又は電気通信事業者以外の者が、当該道路に電柱に類する柱状の物件を設置しようとする場合には、車両の能率的な運行又は歩行者の安全かつ円滑な通行を阻害するおそれや災害が発生した場合における当該物件の倒壊のおそれ等を踏まえて占用許可の可否を判断するものとする。
- (2) 占用制限をかける予定がある道路区域について、占用制限の開始日前に電柱に

よる占用の申請があった場合には、公示の前後にかかわらず、占用制限をかける予定があることを理由にこれを不許可とすることはできないことから、道路管理者は事前相談の時点で占用制限をかける予定があることを説明し、可能な限り、占用の申請がなされないよう調整すること。

なお、やむを得ず占用制限の開始日前に許可・不許可の判断ができない場合、北海道開発局や北海道に相談することができる。

- (3) 本ガイドラインは、「道路法第37条の改正に伴う道路の占用の禁止又は制限に係る取扱いについて(平成27年12月25日付け国道利第13号、国道保第14号、国道公安第43号)」、「緊急輸送道路における電柱による占用の禁止の運用ガイドライン(平成28年2月26日事務連絡)」、「電柱による道路の占用の禁止に関する運用指針(平成31年4月1日付け国道利第44号、国道メ企第32号、国道環第125号)」
「【北海道】電柱による占用の禁止の運用ガイドライン」を準用し、当該市町村の取扱いを定めたものであるが、当該通知等も参考にすること。